

一般財団法人埼玉伝統工芸協会役員報酬等支給規程

平成24年1月27日  
規程第 5 号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会定款第12条及び第25条の規定による役員報酬、費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は、役員職にある者に次により支給する。

評議員 日額 8,000円  
理事 日額 8,000円  
監事 日額 8,000円  
運営委員日額 8,000円

2 前項の規定にかかわらず官公庁の職にあるものについては支給しない。

3 業務執行理事の報酬の額は、月額240,000円とする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員が理事会又は役員会等の招集に応じて出席したときは、日額を支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会又は役員会等の招集に応じて出席したときは、費用弁償として1日につき2,200円を支給する。

(期末手当)

第5条 業務執行理事で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(退職し又は死亡した場合にあっては、退職又は死亡した日現在)において報酬月額及びその報酬月額に100分20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100  
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80  
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60  
(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般財団法人埼玉伝統工芸協会職員給与規程の例による。

(退職手当)

第6条 業務執行理事の退職した場合には、その者(死亡による退職の場合は、その遺

族)に退職手当を支給する。

- 2 前項に定める退職手当の額及び支給については、財団法人埼玉伝統工芸協会職員退職手当支給規程の例による。

(委任)

第7条この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会が定める。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会役員報酬等支給規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は平成5年12月1日から適用する。

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には改正前の規程の規定に基づいて支給された報酬等は改正後の規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

3 平成5年12月に期末手当を支給された役員に係わる平成6年3月にこの規程による改正後の役員報酬等支給規程第5条の規定に基づいて支給される期末手当の額は同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「期末手当額」という。)から、同条の規定による平成5年12月1日現在におけるその者の報酬月額及びその報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の10を乗じて得た額に平成5年12月1日を基準日とした同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額(その額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額)を差し引いた額とする。

附 則

- 1 この規程のよる改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会役員報酬等支給規定(以下「改正後の規程」という。)の規定は平成6年12月20日から適用する。

- 2 平成6年12月に期末手当を支給された役員に係る平成7年3月にこの規程による改正後の役員報酬等支給規程第5条の規定に基づいて支給される期末手当の額は同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額(以下この項において「期末手当額」という。)から同条の規定のよる平成6年12月1日現在におけるその者の報酬月額及びその報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の10を乗じて得た額に平成6年12月1日を基準日とした同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額(その額

が期末手当額を超える場合にあっては期末手当額)を差し引いた額とする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定による改正後の適用については、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の財団法人埼玉伝統工芸協会役員報酬等支給規程第5条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年6月に支給された期末手当に100分の1.07を乗じて得た額

(町規則への準用)

3 附則第2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町規則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、第5条第2項中「100分の215」とあるのは、「100分の195」とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

( 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置 )

2 平成21年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の給与規程第17条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は支給しない。

(1) 平成21年6月に支給された期末手当に100分の0.19を乗じて得た額

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。